

ちょっと待って!

それ、何に使うの?

身近な薬品や肥料が爆弾の材料になります!



NO BOMB!! NO TERRORISM!!

「利用目的が不明な大量購入」「遠隔地からの購入」「インターネットによる購入」等があった時は、警察本部か最寄りの警察署へ連絡をお願いします。

秋 田 県 警 察 本 部
秋田県発発物原材料取扱事業者等ネットワーク

情勢

近年、市販の化学物質から爆発物を製造する事案が発生しています。爆発物の原料となり得る化学物質は、薬局、ホームセンター等における購入やインターネットを利用した購入が可能な状況にあります。また、インターネットにより爆弾の製造方法を習得する事例も見受けられます。

【事例1】

会社員の男（25）は、塩酸や硫酸を大量に購入して自宅に保管し、インターネットオークション上で転売していた（毒劇物の無登録販売で5月に検挙・福岡）。

また、偽名を使って同人から硝酸アンモニウム等を購入した会社員の男（45）は、失恋で自殺しようと爆弾の製造方法をインターネットで調べていた（爆発物取締罰則違反で9月に検挙・警視庁）。

【事例2】

無職の男（38）は、ロンドン同時多発テロ事件やその爆弾の製造方法に関するウェブサイトに触発され、通勤電車を爆破するため、インターネットの通信販売で爆発物の原料を購入し、実際に爆弾を製造し、爆発実験を行っていた（爆発物取締罰則違反で平成19年6月に検挙・警視庁）。

爆発物の原料となり得る化学物質

化学物質	用途例
硝酸アンモニウム	肥料、瞬間冷却剤
尿素	肥料
アセトン	有機溶剤、除光液
硝酸	試薬
塩酸	試薬、トイレ洗浄剤、バッテリー
硫酸	試薬、バッテリー
過酸化水素	漂白剤、消毒剤
ヘキサミン	固形燃料、試薬、利尿剤
硝酸カリウム	肥料
塩素酸カリウム	試薬、花火
塩素酸ナトリウム	試薬、花火



押収された化学物質（事例1・福岡）

対策

■ 化学物質の販売事業者との連携

警察では、7万を超える販売事業者に対して継続的に個別訪問を行い、販売時における本人確認の徹底、保管管理の強化、不審情報の通報等を要請しています。

また、インターネットを利用した通信販売は非対面で行われることから、通信販売事業者に対しては、身分証の写しの郵送による本人確認、クレジットカード決済の推奨、販売台帳や配送伝票の保存等を行うよう依頼しています。

これらの取組みを行うに当たっては、化学物質の管理に関係する機関や団体とも緊密に連携することが不可欠であり、爆弾テロの未然防止を目的とした協議会を設置するなど、不審な購入事例に関する情報の共有を進めています。



個別訪問の際には、実際に接客に当たる従業員に対し、不審購入者の来店や電話による問い合わせがあった場合を想定して体験型の訓練（ロールプレイング訓練）を実施しています。

■ 過激なウェブサイトへの対策

インターネット上には、殺傷力の高い爆弾の作り方を解説する過激なウェブサイトが多数存在しています。

警察では、このようなウェブサイトについても、わいせつ情報や犯罪を助長する違法・有害情報と同様に定期的に調査しています。一般利用者からの通報や警察の調査で把握した過激なウェブサイトに対しては、プロバイダやウェブサイトの管理者に情報を削除するよう依頼しています。

全国肥料商連合会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた肥料販売業者等がとるべき措置の周知・指導の徹底について（依頼）

平素より肥料取締行政に御協力いただきまして誠にありがとうございます。

我が国では、本年にG20 大阪サミット等、来年には 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されていることから、爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止を徹底するため、このたび、警察庁から別添「爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた販売業者等がとるべき措置の周知・指導の徹底に関する依頼について」（平成 30 年 12 月 19 日付け警察庁丁備企発第 258 号）（以下「警察庁通知」という。）のとおり依頼がありました。

つきましては、警察庁通知の趣旨を踏まえ、貴会傘下の肥料の生産・輸入・販売業者に対し、下記内容について、改めて周知・指導の徹底をお願いいたします。

また、警察官からその職務上、貴会傘下の肥料の生産・輸入・販売業者に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力していただくようお願いいたします。

なお、本件については、別紙のとおり当職より各都道府県肥料担当主務部（局）長に通知していることを申し添えます。

記

- 1 爆発物の原料となり得る化学物質（硝酸アンモニウム、尿素及び硝酸カリウム）について、肥料取締法に基づく販売の記録に関する書面（電磁的記録を含む。）の適切な保管及び盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適切な管理を徹底すること。
- 2 肥料の販売業者は、肥料取締法第 27 条第 2 項に基づき、販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、肥料を販売業者等に販売したときは、その都度、その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載しなければならないこと。また、インターネットを利用した販売を行う場合には、購入者の氏名及び住所を確実に確認するための措置を講じること。
- 3 爆発物の原料となり得る化学物質（硝酸アンモニウム、尿素及び硝酸カリウム）の取引に際し、通常取引がないのに大量に購入しようとする者、不自然に連続して購入しようとする者、又は氏

名、住所若しくは使用目的等を明らかにすることを拒否し若しくはあいまいにする者など、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る情報（人定事項、電話番号等連絡先又は車両ナンバー等）を把握し、さらに、安全な取扱いに不安があると認められる顧客に対しては、販売を差し控えること。

- 4 爆発物の原料となり得る化学物質（硝酸アンモニウム、尿素及び硝酸カリウム）の盗難・紛失事案が発生した場合や、3に該当する顧客など不審動向が認められる場合には、速やかに警察に通報するとともに、不審点説明に向けた必要な情報提供を行うこと。

担当者問い合わせ先：
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
肥料企画班 野島、大倉
直通：03-3502-5968
メール：hiryosystem@maff.go.jp